

議案第 5 3 号

岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 1 9 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗



岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年岩倉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「日額」を「日額又は回数の報酬」に、「職務」を「職務」に、「日数」を「日数又は回数」に、「及び年額」を「又は年額の報酬」に、「その日」を「その日」に、「額の報酬」を「額」に改め、同条第2項中「及び年額」を「又は年額の報酬」に改める。

第3条第1号中「日額」を「日額又は回数」に改める。

別表26の項中「日額」を「1回につき」に改め、同表27の項中「13,600円」を「14,500円（期日前投票所の投票管理者については、日額13,600円）」に改め、同表28の項中「13,600円」を「14,500円（期日前投票所の投票立会人については、日額13,600円）」に改め、同表29の項中「開票・選挙立会人」を「選挙立会人・開票立会人」に、「日額 9,100円」を「1回につき10,100円」に改め、同表備考1中「報酬の日額」を「回数の報酬」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

